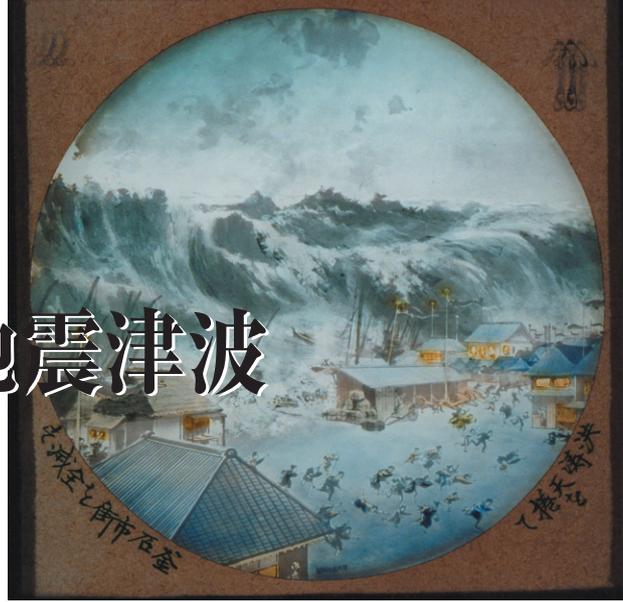


過去の災害に学ぶ(第4回)

1896年明治三陸地震津波



明治29年6月15日(旧暦5月5日)、朝からどんよりとした、小雨が降ったりやんだりした日であった。三陸地方の村々は、前年の日清戦争の勝利を祝うべく、凱旋兵とともに端午の節句の日を過ごしていた。午後7時32分頃、人々は地震の揺れを感じた。現在の震度にしてⅡ、Ⅲであると思われる小さなものであったようだ。緩やかな、長く続く地震動であったが、人々はいつものこととさして気に留めることはなかった。この約30分後に巨大な津波が不意に襲来し、我が国の津波災害史上最大の、2万2千人にのぼる死者を出した津波災害となる予兆であるとは誰も思わなかった。

地震の規模の割に非常に大きな津波を引き起こす地震を「津波地震」と呼ぶが、明治三陸地震津波はこの「津波地震」により引き起こされた津波であったと言われている。明治三陸地震津波は、津波そのものの大きさもさることながら、津波襲来の警笛となるはずの地震動が小さかったために、その被害は拡大したといわれている。

津波の来襲状況と人的被害

津波の来襲状況について、三陸津波誌には次のように書かれている。「午後七時頃地震があった。強くはなかったが震動時間が長かった。十数分過ぎてからまた微震があって、それが数回続いた。海岸では潮の引くべき時間でもないのに引き潮があった。それからまた潮がさし、しばらくたって8時20分頃海の方から轟然と大砲のような響きが聞こえた。しかし、人々は軍艦の演習くらいに思い、気に留める者もいなかった。まもなく、すごい音響とともに黒山のような波が耳をつんざくばかりに怒号し、一瞬の間に沿岸一帯あらゆる全てのものを流し去ってしまった」。

津波は青森県から宮城県にかけての太平洋沿岸を襲い、最高で38メートルもの打ち上げ高が記録として残っている。次表に県別の被害状況を示す。

■ 明治三陸地震津波の県別の被害

県	死者(A)	負傷者	流失家屋(B)	倒潰家屋	浸水家屋	船舶流失被損	A/B
青森県	343	214	602	264	93	329	0.57
岩手県	18,158	2,943	4,801	726	1,175	5,456	3.78
宮城県	3,452	1,241	3,121	854	2,426	1,145	1.10
計	21,953	4,398	8,524	1,844	3,694	6,930	2.58
北海道	6	5	25			84	

(「日本被害津波総覧第2版」、(東京大学出版会、渡辺偉夫著)、表055-2から抜粋、ただし青森・岩手・宮城の死者数の計は誤りであるため21,953とした)

迅速な避難の重要性

多くの人命が失われた明治三陸地震津波だが、人々の生死を分けた事例がいくつか残されている。風俗画報にはこのように記されている。「今より41年前に起こった津波は緩やかに襲来し、家屋の二階にいた者の多くが助かった。明治の津波においては、津波の襲来に驚き慌てて逃げた者は助かり、過去の経験から津波はゆっくりやって来るものと信じていた者は避難が遅れたために、巻き込まれて亡くなってしまった」。これは、安政3年(1856年)に三陸はるか沖で発生した地震津波を経験した者が、緩やかだった前の津波と同じであろうと油断したために命を落とした例である。すなわち、津波には個性があり、過去の経験に基づく行動や思い込みが裏目になる場合もあるということを示唆している。

津波災害から生き延びるための唯一の方法は避難であり、時間との戦いでもある。南閉伊郡海嘯紀事に残されている記述では、「岩手県の某家に滞在していた2人のフランス人宣教師は、津波が来たとの声で急いで逃げようとした。一人は靴を履く間も惜しんで慌てて逃げ、何とか急死に一生を得たが、靴を履こうとして一歩出遅れたもう一人の宣教師は巻き込まれて惜しい命を落とした」とある。逃げるときには金や物に執着せずに、高所に向かって一目散に走ることが重要であると教えてくれている。

被災地の復旧

津波被災地における復旧活動は、まず遺体や瓦礫の片づけであった。津波による遺体は一般的に損傷が酷く、身元の確認を含めて遺体捜索、処置が難航する。特に、津波のあった6月は日々炎天となり死体が腐敗して、臭気が酷く遺体の捜索は難航を極めた。被災地では、特に全滅に近かったところほど、事後の片づけには人手が足りず、大変な苦労をせねばならなかった。被災地外からの支援に頼らざるを得なかった集落も多く、山間部からの住民の支援に加え、陸海軍からの支援も入り、ようやく片づけ作業が終了したのは、津波発生から1か月後であった。



被災者の生命をつなぎ、生活の復旧、集落や生業の復興までを支えるには、多額の経費を必要とした。当時、このための経費の源は国からの恩賜金、地方・中央備荒儲蓄金、第二予備金、義援金の5種類であった。備荒儲蓄金は、備荒儲蓄法（現在の災害救助法）に基づき、県、国が支出する災害救援金である。備荒儲蓄法は、1891年の濃尾地震後に策定された法律で、当時被災した農民の救済を主目的に制定されたため、被災者救援のための儲蓄金が絶対的に不足していたこともあり、三陸沿岸の漁民救済のために漁具や船舶等の購入に充てることが許されなかった。それでも、漁民たちは他の救援金を頼りになんとか復旧を果たすことになる。幸いにも豊漁が続き、漁獲量の減少もさほどなく、1年もすると地域に活気が戻ってきた。住まいの再建だけでなく、被災者の仕事の確保が被災地を活性化し、復旧・復興を早めるための重要な要件になることが分かる。

被災地復興とその問題点

津波による壊滅的な被害を受けた三陸の村々は、どのように立ち直っていったのか。同じ悲劇を二度と繰り返さぬよう、人々は集落、家の再建に当たり、より高地に住むことを選択した。村の良識ある指導者により高地への移住が提案され、津波の直後は多くの人々が高地に移り住むことになった。しかし、時が経つにつれ、人々は日常生活の利便性を優先して海辺に戻ってしまうことになり、明治の津波災害の37年後の昭和8年（1933年）に、この地を再び大津波が襲うことになる。このときに明暗を分けたのが集落の高地移転の成否であった。ここでは、高地移転が成功した例と不幸にして失敗した事例を紹介する。

明治三陸大津波で204名の死亡者を出した岩手県吉浜村では、当時の村長らが山麓の高地へ移転する計画を立案した。まず低地にあった道路を山腹へ変更し、もともとあった集落を道路に沿って分散して配置するようにした。昭和8年の昭和三陸津波による流失家屋数は、移転後に新たに低地に建った10戸と移転位置の悪かった2戸のみであり、高地移転は成功したと言える。津波が増幅しやすいアス式海岸の湾奥にありながら被害を免れたのは、先覚者の的確な指導のもと村人全員が協力しあって難事業である集落移動を完了できたためである。

一方、吉浜村のすぐ北に位置する唐丹湾の湾奥の唐丹村（小白浜、本郷両地区）でも、明治の津波災害では総戸数290のうち272戸が流失し、人口1,502人中1,244人が亡くなるという壊滅的な被害を受けた。唐丹村の収入役らが中心となり、山腹に宅地を造成して村人たちに移転を勧めた。しかし、一度は移転した村人たちも、豊漁が裏目となり、浜作業などの日常の利便性を求めて徐々に元の海浜部に移り

住むようになる。さらに不運なことに、大正2年に発生した山火事により、山腹に移転した集落の9割が焼失するという被害を機に、最終的には元の場所に集落が再形成されてしまった。その結果、昭和8年の津波で再び260戸あった集落のうち208戸が流失・倒壊するという悲劇が繰り返されてしまった。

同じ時期に移転した2つの村でなぜこれほど対照的な結果になったのか。唐丹村では山火事に見舞われたという不運はあるが、その原因は以下の8項目に整理される。

- (1) 移転した場所から海までの距離が遠すぎたこと
- (2) 移転した先で飲料水が不足したこと
- (3) 交通路が不便であったこと
- (4) 先祖伝来の土地に対する執着心
- (5) 豊漁が契機となり、海辺の仮小屋を本宅とするようになったこと
- (6) 大規模火災が発生し、集落が焼失してしまったこと（唐丹村）
- (7) 仮小屋が定住家屋に発展したこと
- (8) 主に山間部から津波未経験者が移住してきたこと

津波災害の教訓

災害は忘れたことにやってくると言われるが、津波災害についてもまさに文字通り、忘れたところに悲劇が繰り返されてきた。私たちは、過去の悲劇から学び、その繰り返し（悪弊）を断ち切る努力を忘れてはならない。そのために必要な対策とは、警報システムや避難計画の整備だけではない。不幸にして津波被災地となった地域が、悲劇を乗り越え、より強いまちを再建することも求められる。

2004年に未曾有の大津波災害となったスマトラ島沖津波災害の被災地では、いままさにその岐路にある。筆者が津波発生から約6か月後に訪れたスリランカの沿岸部集落では、各国の支援により仮設住宅は建設されたものの、住民の生活の糧となる漁業が十分に復旧していなかった。住まいの再建と仕事の確保が同時になされなければ被災地の早期復旧・復興は難しい。同国では海岸線から100mの範囲の土地に利用規制を敷き、いかなる建物も許可なくして建てることはできない。そのため、この土地にもともと住んでいた人々は住まいの再建もままならない状態であった。土地利用規制により危険な地域から住民を遠ざけるのは重要な措置であるが、真に重要なことは、災害の記憶を後世に残し続けることである。それが、次に来る津波災害の被害を軽減するための重要な要件である。

越村俊一：東北大学大学院工学研究科災害制御研究センター助教授、「災害教訓の継承に関する専門調査会」小委員会委員（1896年明治三陸地震津波災害分科会主査）